

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	妊婦相談			事業コード	0307
所属コード	069200	課等名	健康推進課	係名	母子保健担当
課長名	津志田 和彦	担当者名	小柳 美幸	内線番号	6214
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	母子保健・予防の推進	コード	3
予算費目名	一般会計 4 款 1 項 2 目 母子保健事業 (002-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 40 年度	
根拠法令等	母子保健法 9 条・10 条・15 条・16 条・17 条			

(2) 事務事業の概要

妊娠届出のあった者に対して母子健康手帳を交付。母体に関することや出産・育児についての保健指導と母子関連情報を提供し母子の健康を保持増進する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

母子保健法第 9 条 (知識の普及) ・10 条 (保健指導) ・15 条 (妊娠の届出) ・16 条 (母子健康手帳) ・17 条 (妊産婦の訪問指導等) により、妊娠の届出にもとづき妊産婦相談を実施し、妊婦の健康増進を図る。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

社会環境の変化に伴う未婚妊婦や若年妊婦等が増加する中、経済不安や生活・育児基盤の弱い妊婦や夫に対し、育児能力・経済力を見極めながら、関係課と連携した支援が必要となってきた。そのため、妊娠中から虐待予防も視野に入れ、妊婦の生活背景や不安の有無、内容、精神科疾患の既往などを把握し、早期に具体的な指導 (母親教室や医療機関紹介など) につなげ継続支援していくこととなった。H214.1 児童福祉法が改正され出産後の養育について出産前において支援を行なうことが必要な妊婦を『特定妊婦』とし、市町村において適切な支援を図ることになる。

H23 年度に全県共通の「岩手型母子健康手帳」が導入され、県独自の内容が盛り込まれた。

H20 年度、県保健福祉計画 (H20.4) に基づき、周産期医療情報の共有のための『岩手県周産期医療ネットワークシステム』が構築され、平成 21 年 4 月から運用が開始された。当市としては、加入に向けて検討している。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

市内居住の全妊産婦 (その家族)

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 全妊産婦数	人	2,901	2,649	2,700	2,747	2,700
B						
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- ①妊婦相談窓口で配布物等の準備
- ②本庁, 都南分室, 玉山総合事務所3箇所のいずれかに妊娠を届け出た者に対し, 保健師がで面接を行い, 母子健康手帳とパンフレット等を交付, 妊婦の生活環境や心身状況など多様な問題を把握し個別に支援を行う。
- ③データの入力・報告事務
- ④フォロー基準に基づき要支援妊婦を把握し, 必要時医療機関と連携を図りながら, 訪問指導など継続した支援につなげていく。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 相談件数	人	2,901	2,649	2,700	2,747	2,700
B 妊娠届出書送付枚数	枚	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
妊娠届出書送付医療機関数	箇所					
C 要指導者数	人	132	189	190	225	200

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

- ①妊娠中の健康管理についての知識を得, 喫煙や飲酒などの生活習慣を見直す機会にする。
- ②制度, サービスの情報を得ることによって必要時その活用ができる。
- ③継続支援が必要な妊婦に対しては, 保健師の訪問や電話での相談や助言を受けることにより, 妊娠・出産に自信が持てる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 妊娠・出産に対する情報を得ることができたと答えた妊婦の割合	■上げる □下げる □維持	%	96.0	99.2	97.6	86.9	95
B 妊娠中の喫煙が改善した割合	■上げる □下げる □維持	%	100	100	100	92.3	100
C 要指導者（若年妊婦の支援含）に対する訪問割合	■上げる □下げる □維持	%	68.8	80	85	91.5	92

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	1,235	1,250	1,392	1,263
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	1,235	1,250	1,392	1,263
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	2,612	2,612	2,612	2,612
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	10,448	10,448	10,448	10,448
計	トータルコスト A+B	千円	11,683	11,698	11,840	11,711
備考 H23年度に限り、母子健康手帳の購入費の一部を県が負担した。						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：積極的な支援で、妊娠期の健康の保持増進及び生活習慣の改善が図られる。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

「妥当」とする理由：法定事務である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である

「妥当」とする理由：法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：母子保健法で定められた事業であり、廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

その内容：把握した要支援妊婦の情報を地区担当保健師にタイムリーに提供し、妊婦のニーズに合わせた早期支援ができるよう周知徹底していく。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である。

理由：母子保健法に基づき実施しており受益機会の公平性は、保たれている。また、受益者負担は考えられない。

(4) 効率性評価

- ・事業費の削減はできない。

理由：妊婦等への保健指導は母子保健法第 10 条に基づき助産師、保健師が実施することから現行の経費は削減できない。また、23 年度から岩手型母子健康手帳が作成され、県内全市町村に無償配布された。24 年度以降は県内全市町村が導入し 24 年度からは各市町村手帳購入予算措置を要し単価もアップする見込である。

- ・人件費の削減はできない。

理由：市民の利便性を図るため、本庁、都南総合支所、玉山総合事務所健康福祉課の 3 箇所で開催しているが、人員を削減すると 3 箇所での相談窓口開設が難しくなり、市民サービスの低下となる。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

継続支援が必要な妊婦の中から、『特定妊婦』を特定し、妊婦の生活背景や不安の有無、内容を把握し、早期に具体的な指導や専門機関に紹介するなど対応をしていく必要がある。そのためには、主治医の産婦人科医をはじめ、関係機関とフォローの必要な妊婦の情報を共有し早期に対応できるような体制を整えていく必要がある。また、出産後の養育支援も含め、母子保健、育児支援に関する関係課と連携した情報の提供に努める。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

現在、産婦人科医等の会議で継続支援が必要な妊婦について検討している段階だが、『特定妊婦』の対象者について検討し、産婦人科医と小児科や精神科など専門の医療機関との連携も含め、妊婦の情報を共有し早期に対応できるように体制を整備していく。今後も母子保健、並びに養育支援についても医療機関や関係課と協議していく必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

核家族化による子育て環境の変化や最近の不安定な社会情勢等複合的な要因により、出産前から支援の必要な妊婦が増加しており、母体保護とともに子育て支援の観点から心理的ケアの必要なケースも増加している。

○方向付けの理由と改革改善の内容

事業を継続しながら、医療機関や他の子育て支援等制度を運用する機関及び関係課との連携をさらに図る必要がある。